

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年3月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	3件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300607号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300029号

第1 結論

昭和56年1月から昭和59年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年1月から昭和59年2月まで

請求期間当時、私は昼間大学生であり、大学生は国民年金に任意加入であったことから、加入手続は行っていなかった。その後、国民の多くが大学生時期の国民年金について、保険料を未納にしているとニュースで聞き、自身にも該当する話なので、将来受給する年金額を増やしたいと思い、平成元年10月結婚後の同年11月頃に、A社会保険事務所(当時)において、国民年金の加入手続を行い同事務所で請求期間の国民年金保険料約22万円を納付した。

しかし、年金記録において、請求期間の国民年金被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号の前後の被保険者に係る記録及び社会保険オンラインシステムにおける請求者の国民年金第1号被保険者資格の取得に係る処理年月日(昭和63年11月21日)の記録から判断すると、B県C市において、同年11月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認できる。

また、請求者は、請求期間当時は昼間大学生であったと陳述していることから、請求期間については国民年金に任意加入する期間となるが、任意加入被保険者は、制度上、加入手続を行った日に国民年金の被保険者資格を取得することとなるため、上記国民年金の加入手続時点において、遡って国民年金の被保険者資格を取得し国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者から提出された年金手帳には、初めて被保険者となった日は「昭和61年5月1日」と記載されており、同手帳の国民年金の記録欄にも、被保険者となった日は「昭和61年5月1日」、被保険者の種別は「1号」と記載されていることが確認できるとともに、オンライン記録においても、請求者の被保険者資格取得年月日が昭和61年5月1日と記録されていることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時において、請求者の記号番号とは別の記号番号が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、戸籍の附票において確認できる請求者の請求期間当時の住所地であったB県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったものの、請求期間において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300602号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300097号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間③の賞与支払年月日を平成24年12月26日、標準賞与額を4万6,000円とし、請求期間④の賞与支払年月日を平成25年8月7日、標準賞与額を9万2,000円とし、請求期間⑤の賞与支払年月日を同年12月17日、標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成24年12月26日、平成25年8月7日及び同年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年12月26日、平成25年8月7日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年5月22日から同年7月1日まで
② 平成24年8月
③ 平成24年12月
④ 平成25年8月
⑤ 平成25年12月

請求期間①について、A社に、厚生年金保険の被保険者となる条件で平成24年5月22日から勤務していたにもかかわらず、同社では入社後3か月間の試用期間があり、請求期間①は同保険に加入していなかった。同社における厚生年金保険被保険者期間が同年7月1日からとなっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

請求期間②から⑤までの各期間について、A社から賞与が支払われ、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。請求期間③以降に係る預金通帳を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③から⑤までの各期間について、請求者から提出された預金通帳及び元同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、A社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間③から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間③は4万6,000円、請求期間④は9万2,000円及び請求期間⑤は10万円とすることが妥当である。

また、請求期間③から⑤までの各期間に係る賞与支払年月日については、前述の預金通帳の振込日から、請求期間③は平成24年12月26日、請求期間④は平成25年8月7日及び請求期間⑤は同年12月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、請求者は、A社では1日8時間の週5日勤務であり、厚生年金保険に加入する条件であった旨主張しているところ、請求者の同社における雇用保険の被保険者資格取得年月日は平成24年7月1日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主に照会したものの回答が得られない上、請求期間①当時に同社の給与事務等を請け負っていたとする税理士事務所の担当者は、同社に係る請求期間①当時の資料については保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は請求期間①に係る預金通帳及び給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 請求期間②について、請求者は、請求期間②の賞与に係る資料を保管しておらず、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主に照会したものの回答が得られない上、前述の税理士事務所の担当者は、同社に係る請求期間②当時の資料については保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者は請求期間②に係る預金通帳を保管していない上、賞与の振込先であったとするB銀行C支店は保存期間を経過しているため確認できない旨回答しており、請求者の請求期間②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、A社から賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300436号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300030号

第1 結論

平成14年4月から平成24年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間又は免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年4月から平成24年1月まで

請求期間の国民年金保険料については、当初未納であったところ、領収証書の発行は受けていないものの、平成18年から平成20年頃にかけて、A市役所の窓口で、現金により1回当たり15万円又は7万円を6回にわたり納付した。

また、平成20年頃に国民年金保険料の納付ができないことをA市役所の窓口で伝えたと、免除の手續を勧められてその場で書類を記載した記憶があり、当該手續以降は国民年金保険料を納付しておらず、継続して全額免除されているものと思っていた。

国民年金の加入手續の際、国民年金保険料については、老後に年金としてもらうだけではなく、病気など何かあった時に重要になってくるので継続的に支払うようにという旨の丁寧な説明を受けて以降、年金は大事なものだと思っていたことから、請求期間については、6回にわたる国民年金保険料の納付とその後の免除手續により、国民年金保険料の納付済期間又は全額免除期間となるようにしたはずであるのに、国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について当初未納であったところ、平成18年から平成20年頃にかけて、A市役所の窓口で、現金により1回当たり15万円又は7万円の国民年金保険料を6回にわたり納付した旨主張しているが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国民年金の保険料の納付に関する経過措置に関する政令等の施行について」(平成13年1月9日庁保発第1号)により、平成14年4月から市町村(特別区を含む。)が行っていた国民年金印紙検認事務が廃止され、国民年金保険料の収納事務は国が行うこととされたことから、A市は、平成14年度以降、国民年金保険料の収納事務は同市の窓口において行っておらず、被保険者から国民年金保険料を預かることもしていなかった旨回答しており、当該国民年金保険料の収納に係る取扱いは、請求者の主張する納付方法とは相違している。

一方、請求者は、平成20年頃にA市役所の窓口において国民年金保険料の全額免除申請の手續を行った旨主張しているが、国民年金保険料の免除を希望する場合、国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)の提出が必要となり、免除申請の手續が行われた場合には、市町村及び管轄の社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)の双方において受付処理が行われるところ、A市及び同市の担当者は、同市が管理する請求者に係る電算システムの記録において、請求期間直前の平成13年1月から平成14年3月までの期間及び請求期間直後の平成24年2月から平成26年6月までの期間については、いずれも申請全額免除の承認期間であること、及び請求期間について請求者に係る国民年金保険料の免除申請の

手続が行われた記録はないことを回答又は陳述しており、当該記録状況はオンライン記録と符合している。

また、請求者は、平成 20 年頃に国民年金保険料の全額免除申請の手続を行い、その後の期間については継続して全額免除されているものと思っていた旨主張しているところ、「国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 17 年 7 月 1 日庁保発第 0701001 号）により、平成 17 年 7 月 1 日以降、全額免除申請者については、最初の申請の際に、翌年度以降引き続き同一の事由に基づく申請を行う旨を申し出たときは、翌年度以降の免除申請書の提出を要しない旨の取扱い（以下「継続免除申請」という。）となっているが、日本年金機構 B 年金事務所が保管する請求者に係る平成 23 年度から平成 25 年度の免除申請書及びオンライン記録によると、i) 平成 25 年 11 月 26 日に、平成 25 年度の免除申請書が受付され、当該免除申請書において翌年度以降の継続免除申請を希望する旨の申し出が行われていること、ii) 平成 26 年 4 月 1 日に、平成 23 年度及び平成 24 年度の免除申請書が受付され、その結果、請求期間直後の平成 24 年 2 月から平成 25 年 6 月までの期間について遡及して申請全額免除が承認されていることが確認できる上、日本年金機構は、請求期間に係る免除申請書について確認できない旨回答しており、請求者が請求期間において免除の申請及び継続免除申請の申し出を行った事実を確認することはできない。

さらに、請求者は請求期間に係る国民年金保険料の納付及び免除申請の手続を行った具体的な時期について、記憶が明確ではなく、また、請求期間が約 10 年という長期間に及んでおり、国民年金保険料の収納及び免除に係る記録管理について事務過誤が繰り返された可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたこと又は請求期間に係る国民年金保険料について免除申請の手続を行っていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300623号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300098号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成2年11月1日から平成4年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年11月から平成4年9月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。
平成2年11月から平成4年9月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成4年10月1日から平成5年8月1日までの期間及び平成6年12月1日から平成7年2月4日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年10月から平成5年7月までの各月、平成6年12月及び平成7年1月の各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。
平成4年10月から平成5年7月までの各月、平成6年12月及び平成7年1月の各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成4年10月から平成5年7月までの各月、平成6年12月及び平成7年1月の各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : 平成2年11月1日から平成7年2月4日まで
年金記録によると、A社に勤務した請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成2年11月1日から平成4年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、資格取得時及び平成3年10月の定時決定時において28万円と決定されていたところ、平成4年4月14日付けで、平成2年11月1日に遡って15万円に減額処理されていることが確認できる。
また、A社に係るオンライン記録によると、平成4年4月1日時点において厚生年金保険の被保険者資格を有する者は請求者を含み14人確認できるところ、そのうち10人の標準報酬月額については、同年4月14日付けで、平成3年10月の定時決定に係る記録が取り消され、同年1月1日に遡って減額処理されていることが確認できる上、請求者を含む4人の標準報酬月額については、平成4年4月14日付けで、各人の被保険者資格取得日に遡って減

額処理されていることが確認できる。

さらに、A社の複数の元同僚は、同社は平成2年頃までは景気が良かったが、それ以降は経営状況がよくなり、資金繰りが大変だったと思う旨回答及び陳述している。

加えて、請求者から提出された平成3年8月分から平成4年5月分までの給与支給明細書により確認できる当該各月の給与支給額は、いずれも減額処理前の標準報酬月額（28万円）に見合う額であることが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年4月14日付けで行われた減額処理は、事実に即したものととは考え難く、請求者について、平成2年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る記録は有効なものとは認められない。

以上のことから、請求期間のうち、平成2年11月1日から平成4年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、遡及減額訂正前の標準報酬月額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

- 2 請求期間のうち、平成4年10月1日から平成5年8月1日までの期間及び平成6年12月1日から平成7年2月4日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書により、請求者が、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成4年10月から平成5年7月までの各月、平成6年12月及び平成7年1月の各月の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主に照会を行ったが回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間のうち、平成5年8月1日から平成6年12月1日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書及び給料支払明細書により確認又は推認できる当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

別表1 【厚生年金保険法（第75条ただし書）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成2年11月から平成4年9月まで	15万円	28万円

別表2 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成4年10月から同年12月まで	15万円	28万円
平成5年1月	15万円	26万円
平成5年2月から同年7月まで	15万円	28万円
平成6年12月及び平成7年1月	28万円	30万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300605号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300099号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和59年5月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和59年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和59年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和60年2月1日から同年6月1日まで

請求期間①について、保管しているA社の給料支払明細書を確認したところ、5か月分の厚生年金保険料が控除されており、厚生年金保険の記録において1か月分の漏れがあることが判明した。

請求期間②について、B社には昭和60年2月1日に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると資格取得年月日が同年6月1日となっており、4か月分が漏れている。

請求期間①及び②について、給与の明細書等を提出するので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書(以下「明細書」という。)及び雇用保険の記録により、請求者は、当該期間において、A社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、前述の明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料はなく、請求者の当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者から提出された明細書及び雇用保険の記録により、当該期間の一部の期間において、請求者がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、商業登記の記録によると、B社は平成14年に解散しており、同社の事業主であった者は、既に死亡していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、商業登記の記録によると、B社の会社設立年月日は昭和60年4月17日である上、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年6月1日であり、請求期間②において、厚生年金保険の適用事業所ではないところ、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票によると、請求者が記憶している元同僚及び請求者を含む5名の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和60年6月1日）であることが確認できる。

さらに、請求者から提出された明細書は、月のみの記載で年の記載がないもの又は年月のいずれの記載もないものであるところ、明細書の内容を検証した結果、請求期間②のうち、昭和60年5月分と推認できる明細書において、厚生年金保険料の控除は確認できず、同月分以外の明細書については、請求期間②以外の明細書である可能性が否定できないため、請求期間②に係る明細書と判断することはできない。

加えて、同僚照会において、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300615号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300100号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年7月25日から昭和57年7月1日まで

私は、昭和50年7月頃に自身と代表取締役の二人でA社を設立し、設立当初から厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和57年7月1日と記録されていることが分かったので、調査の上、年金記録を訂正してほしい旨の訂正請求を行ったところ、訂正は認めないとする通知を受けた。

しかし、前回の決定に納得できないので、再度審議の上、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求について、雇用保険の記録により、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことが認められるほか、請求期間当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件は、常時5人以上の従業員を使用するものと定められているところ、商業登記の記録により、同社は、昭和50年7月24日に設立されていることが確認できる上、同社の厚生年金保険の適用年月日(以下「新適日」という。)である昭和57年7月1日に被保険者資格を取得した9人のうち、居所が判明した6人に照会し回答があった4人の回答内容から、期間の特定はできないものの、同社は、請求期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていた可能性は否定できないが、i) 前述の回答者4人全員は、A社の新適日前の期間において、入社と同時に社会保険に加入していなかった旨回答している上、回答者の一人は入社当初は雇用保険のみ加入し、健康保険は自分で加入するように会社から説明を受けた旨回答している内容は、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿において同社の新適日が昭和57年7月1日と記録されている事情と一致していること、ii) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、厚生年金保険被保険者として適用事業所に勤務した上で、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、前述の回答者の一人は、請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる明細書等はないが、厚生年金保険に加入せずに保険料を控除するとは思えない旨陳述していること、iii) A社の創業者の一人であり、かつ、後に同社の代表取締役に就任した請求者は、請求期間に係る給与明細書、賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無について確認又は推認することができないことから、既に令和4年7月14日付けで、年金記録の訂正をしないこととする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、近畿厚生局長の決定には納得ができない旨主張し、再度訂正請求を行ったものであるが、請求者から、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた

ことを裏付ける新たな資料等の提出はなく、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300268号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第2300002号

第1 結論

昭和33年8月21日から昭和44年7月19日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年8月21日から昭和44年7月19日まで

A社を出産のために退職したが、脱退手当金や退職金など一切受け取っていないにもかかわらず、請求期間について、脱退手当金支給済期間と記録されている。

昭和44年*月*日にB県C市の病院で長女を出産しているが、体調が思わしくなかったため、出産後2、3か月は同市内の姉の家で過ごしており、身の自由がきかず脱退手当金の受け取り等はできなかった。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱B県D」の表示が記されている上、オンライン記録における請求期間に係る脱退手当金支給額は、請求期間に係る各月の標準報酬月額及び被保険者月数を計算の基礎としたものであると判断でき、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年10月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求者は、脱退手当金の支給年月日とされている昭和44年10月30日直前の同年*月に出産し、産後数か月は体調が思わしくなかったため姉の家があるC市で過ごしており、子供の世話もあったことから、当該支給年月日前後の時期において、自身がA社及びD社会保険事務所(当時)のあるB県D市に赴いて脱退手当金の受領を行うことなど不可能であった旨主張しているが、当時の脱退手当金の受領方法には、社会保険事務所の窓口で受領する「当地払」のほか、最寄りの郵便局又は金融機関の窓口で受領する「隔地払」があり、隔地払の場合、i)社会保険事務所は、日本銀行に小切手を振り出し、年金記録上は当該小切手の振出日を脱退手当金の支給年月日として記録するとともに、請求者宛てに国庫金送金通知書を送付していたこと、ii)当該小切手の振出日から1年間は、国庫金送金通知書により最寄りの郵便局又は金融機関の窓口で脱退手当金の受領ができた上、請求者本人以外の家族等による代理受領も可能であったことを踏まえると、脱退手当金の支給年月日当時において、請求者自身による受領が困難であったという主張をもって、脱退手当金が支給されていないと判断することはできない。

さらに、請求者の夫及び請求者がC市に滞在していた当時に同居していたとする請求者の姉は既に死亡しており、請求者の脱退手当金に係る請求手続及び受領の状況について確認することはできず、このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300491号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300101号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成11年9月1日から同年10月1日までの期間、平成12年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成14年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年9月、平成12年9月及び平成14年9月の各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成11年9月、平成12年9月及び平成14年9月の各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成11年9月、平成12年9月及び平成14年9月の各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成9年10月1日から平成15年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年10月から平成15年8月までの各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。

平成9年10月から平成15年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成16年9月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年9月から平成28年8月までの各月の標準報酬月額については、別表3のとおりとする。

平成16年9月から平成28年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ① 平成9年10月1日から平成15年9月1日まで
② 平成16年9月1日から平成28年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が、当時の給料支払明細書で確認できる給与支給額よりも低い額となっているので、当該各期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成11年9月1日から同年10月1日までの期間、平成12年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成14年9月1日から同年10月1日までの期間につ

いて、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が当該各期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成 11 年 9 月、平成 12 年 9 月及び平成 14 年 9 月の各月の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表 1 のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①のうち、平成 9 年 10 月 1 日から平成 11 年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 12 年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 14 年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から平成 15 年 9 月 1 日までの期間について、前述の給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額又は低い額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間①について、前述の給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法により認定される標準報酬月額又はオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、別表 2 のとおりとすることが妥当である。

ただし、請求期間①の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、前述の給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額又は低い額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間②について、前述の給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められることから、請求期間②に係る標準報酬月額については、別表 3 のとおりとすることが妥当である。

ただし、請求期間②の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表1 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成11年9月	26万円	30万円
平成12年9月	30万円	32万円
平成14年9月		

別表2 【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成9年10月から平成10年9月まで	32万円	38万円
平成10年10月から平成11年8月まで	26万円	36万円
平成11年9月	30万円（※）	
平成11年10月から平成12年8月まで	30万円	38万円
平成12年9月	32万円（※）	
平成12年10月から平成13年9月まで	32万円	
平成13年10月から平成14年8月まで	30万円	
平成14年9月	32万円（※）	
平成14年10月から平成15年8月まで	32万円	41万円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

別表3 【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成16年9月から平成17年8月まで	30万円	36万円
平成17年9月から平成20年8月まで	28万円	
平成20年9月から平成21年8月まで		26万円
平成21年9月から平成22年8月まで	30万円	
平成22年9月から平成23年8月まで		
平成23年9月から平成24年8月まで	28万円	34万円
平成24年9月から平成25年8月まで		26万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300451号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300102号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年3月1日から昭和50年1月9日まで
② 昭和50年3月12日から同年12月21日まで
③ 昭和51年3月9日から同年12月30日まで
④ 昭和52年3月10日から昭和56年1月7日まで
⑤ 昭和56年3月19日から昭和57年2月20日まで

前回、請求期間①から⑤までの各期間について、A社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったところ、訂正は認められないとする通知を受けた。

しかし、その後にA社の被保険者となった日が昭和48年3月1日と記載されている年金手帳が見付かり、この年金手帳により同社に勤務し厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できるので、請求期間①から⑤までの各期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述により、請求期間①のうち昭和48年8月1日から昭和50年1月9日までの期間及び請求期間②から⑤までの各期間において、請求者がA社に勤務していたことが推認できるが、i) 同社は既に破産廃止となっており、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料控除等について、事業主等から確認することができないこと、ii) 元従業員は、「当時は、皆、B職であり、会社が厚生年金保険に加入させてくれなかった。社会保険に加入するまでは、C健康保険かD健康保険に加入していた。社会保険に加入するまでに、社会保険料を控除されたことは無い。」旨陳述していること、iii) 別の元従業員は、「同社では、社会保険に加入している人は少なく、D健康保険に加入している人が多かった。D健康保険に加入している人から社会保険料を控除することは無かった。」旨陳述していること、iv) 同社に係る請求期間①から⑤までの各期間における厚生年金保険被保険者数は、請求者が陳述する従業員数より大幅に少ないこと、v) 同社に係る雇用保険の加入記録が確認できた元従業員のうちのほとんどの者が、請求者と同様に、長期間にわたり雇用保険に繰り返し加入した後に厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険に加入するまでの間は、国民年金に加入していることが確認できること、vi) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①から⑤までの各期間を通じて、健康保険の整理番号に欠番は無く連続していることから、請求者の記録が欠落したとは考え難いことから、既に平成28年9月27日付けで、年金記録の訂正をしないこととする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たに見付かった年金手帳により、請求期間①から⑤までの各期間に勤務し、厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できることから、当該各期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張し、再度訂正請求を行ったものである。

しかし、請求者が新たに見付かったとする年金手帳には、厚生年金保険・船員保険の記録(1)欄の一段目に、事業所名「A社」、所在地「E町」、被保険者となった日「昭和48年3月1日」の記載が確認できるが、このほかに新たな資料の提出はなく、当該記載により、請求者が請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認することはできず、当該年金手帳の記載及び請求者の主張では、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300493号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300103号

第1 結論

請求者のA社における平成13年5月21日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年5月の標準報酬月額は15万円を28万円、同年6月及び同年7月の標準報酬月額は24万円を28万円、同年8月の標準報酬月額は19万円を28万円とする。

平成13年5月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成13年5月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年5月21日から同年9月1日まで

私は、A社に、基本給月額24万円、皆勤手当3万円、通勤手当1万9,030円の合計28万9,030円の支給と、歩合給等は別途支給する条件で入社した。給与明細書の厚生年金保険料控除額も標準報酬月額28万円に見合う額となっている。

しかしながら、請求期間の標準報酬月額は、実際に給与から源泉控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低くなっており、納付できない。調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の請求期間に係る資格取得時の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えており、請求期間の各月において、当該オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成13年5月から同年8月までの各月の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び日本年金機構の回答から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。